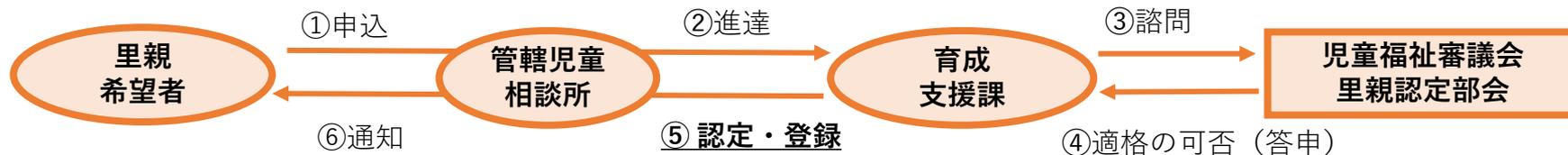


里親の認定・登録の流れ



認定 都独自の里親資格の認証：有効期間なし

登録

里親登録簿への登録
※更新あり

現在の都要綱有効期間：2年間

国規則有効期間：5年間

←都は児童福祉審議会の意見具申（S47.11.15）を踏まえ、
2年ごとの更新を必要としている

期間経過により資格喪失

現行制度の課題

- **都では「認定・登録」という考え方で里親制度の運用**をしているが、法令では里親とは「名簿に登録されたもの」と定義。
- **法令**においては、養育家庭及び養子縁組里親名簿の登録の**有効期間は5年間**と規定されているが、**都**は児童福祉審議会の意見具申（S47.11.15）を踏まえ、**2年ごとに登録更新が必要**としており、**法令との乖離が存在**している。
- 「登録」は2年の有効期間を経過した場合取り消すことができる規定となっているが、「認定」を取り消す規定はなく、更新の意思がないと思われる里親についても、**里親からの申し出がない限り認定が継続している。**

改正案の概要（令和7年4月1日より）

法令に合わせた運用とするため、以下のとおり改正する。

- 「認定」と「登録」は連動するものであることから、**里親として適当と認め、名簿に登録することを併せて「登録」とする。**
- **里親登録の有効期間を5年間とする**（ただし専門養育家庭は、法令上の有効期間も2年のため2年のまま）。
- 登録更新の申請がなく、登録日または最終更新日から**5年の有効期間が経過した里親については、名簿から削除する。**

里親制度の運営に係る見直しについて

改正にあたっての懸念点

- ・ 随時の研修を除き、受講が必要となる法定研修は『登録更新時研修』のみであり、**受講機会は5年に1回となる。**
- ・ 登録更新時研修は、制度改正等里親制度の動向について学ぶ機会でもあり、制度改正への対応等を鑑みると適切なスパンでの受講が望ましい。
- ・ 2年毎の更新の際に家庭訪問による調査を行っているが、更新が5年毎になることで、**状況把握の間隔が空くことになる。**

- ・ 里親の質を担保するため、登録更新時研修の、中間年（3年目を目安）での受講を推奨（5年の間に2回受講）。
- ・ 併せてフォローアップ研修の受講も積極的に勧めていくとともに、各フォスタリング機関で里親の質の向上に資する研修等を実施。
- ・ 就労状況や住環境等、里親の環境変化に対して、訪問の実施等により丁寧に状況把握を行う。

【現行】2年更新の研修受講パターン



【改正案】5年更新の研修受講パターン

